

公益信託 須田記念緑内障治療研究奨励基金 2024 年度 募集要項

公益信託 須田記念緑内障治療研究奨励基金は、熊本大学において眼科学の指導研究、とくに緑内障の研究・治療に永年尽くされました故 須田経字名誉教授により設立されました。緑内障またはその治療に関する優れた研究を助成するため、下記要項により助成金交付申請を募集いたします。

- 1 助成対象
緑内障に関する研究全般を対象とし、申請された研究課題に助成します。
- 2 応募資格
 - ①日本眼科学会会員である者
 - ②申請時において年齢 45 歳以下の者
 - ③緑内障を専攻し、臨床・研究を継続する意志のある者
 - ④緑内障治療研究に実績のある者
 - ⑤日本国籍を有する者
 - ⑥自薦・他薦は問わない
- 3 選考基準
 - ①研究計画が優れたものであり、かつ研究者の過去の実績等に照らし優れた成果が期待できること。
 - ②申請目的が緑内障治療研究に関するものであり、その資金使途が明確であること。
 - ③申請内容に照らして、助成金の使途予定が適正であること。
 - ④選考委員が申請者の遂行能力の高さを評価できること。
- 4 助成件数および金額
1～3 件 総額 300 万円（1 件当たり 100 万円を標準とします）
・助成金を大学等の委任経理における間接経費に充当することはできません。
・学会参加費および旅費への支出は助成金額の 2 割以内に止めるものとします。
- 5 応募方法
当基金所定の申請書に必要事項を記入し、下記宛先へご提出ください。申請書は下記照会先記載の URL からダウンロードしてください。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- 6 応募期間
2024 年 11 月 1 日（金）～12 月 24 日（火）（当日消印有効）
- 7 選考方法および通知
募集締切後に開催する当基金運営委員会において選考決定のうえ、2025 年 3 月上旬に申請者に書面でその結果をお知らせします。なお、助成対象者の氏名・所属等につきましては、公表させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
助成金は、指定の銀行口座等（本人名義限定）へお振り込みします。
- 8 助成金使用報告
助成対象の研究終了後、2025 年 12 月末までに次の書類を受託者宛に提出していただきます。
①助成金使用報告書（領収証等の確証を添付ください）
②研究結果概要報告書（A4 縦判用紙 3 枚程度、様式自由）

【申請書の提出先・照会先】

<郵送先>

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
須田記念緑内障治療研究奨励基金 申請口

<電子メール宛先>

申請書受付専用メールアドレス「kouekidenshi@smtb.jp」

※申請書受付後、メールにてご連絡いたします。1 週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが下記電話番号宛お問い合わせください。提出に際し下記【電子メール申請における留意事項】を確認のうえご提出ください。

<電話番号>03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時）

<申請書掲載 URL><https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

【電子メール申請における留意事項】

- ・電子メールは、申請書受付専用メールアドレス「kouekidenshi@smtb.jp」宛にご送信ください。
- ・メールの件名冒頭は必ず、【須田緑内障基金・〇〇〇（←申請者名）】と表記ください。（この表記がない場合、受付できない場合がありますのでご注意ください。）
- ・書式は WORD、EXCEL、PDF 形式で、メールに添付してください。なお、郵便との併用は受付できません。
- ・電子メール 1 本あたりの容量は、必ず 20MB 以下としてください。容量が 20MB を超える場合は、メールを分割してご送信いただく等のご対応をお願いします。
- ・セキュリティ管理上、パブリックのファイル転送サービスはご使用いただけませんのでご注意ください。
- ・申請書受付後、メールにてご連絡いたします。1 週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが上記照会先へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

（※）公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。